

## 衛生委員会議事録（第 38 回）

日 時	2020 年 10 月 23 日 15 : 00	
場 所	ビデオ会議	
出席者	委 員 長	人事総務部 高野
	産 業 医	諏訪内医師
	衛生管理者	人事総務部 高野
	事 務 局	人事総務部 清水
	委 員	教育企画部 永野、マーケティング部、高田、 マーケティング部 大城
議 題	(1) 休職者・労働災害・長時間労働者の報告 (2) 母性健康管理について	
決定事項・報告事項	(1) 高野人事総務部マネージャーより、2020 年 9 月度について、休職者、長時間労働者、労働災害の状況について説明があった。 (2) 諏訪内医師より、母性健康管理についてご講話いただく。内容は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の社会進出や、その後の継続した就業が求められている。</li> <li>・妊娠中または出産後も安心して働き続けることができるための環境作りが必要。</li> <li>・母子の健康管理のために行われている妊婦健康往査がある。</li> <li>・母性健康管理指導事項連絡カードは、妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医などから受けた指導事項及び必要な措置を事業主に知らせるカードである。</li> <li>・男女雇用機会均等法第 13 条により、事業主はカードの提出等により申し出があった場合、記載内容等に沿って必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・母性健康管理指導事項連絡カードの利点は、医師の指示を直接的に事業主に伝えることができること、事業主も対応がしやすくなること。</li> <li>・一方、欠点は、周知が不十分であること、カード記載に文書料がかかること。</li> <li>・妊娠発覚を早期に会社に報告することにより、妊婦検診に必要な時間の確保につながり、会社側も対応がしやすくなる。</li> <li>・朝、夕の通勤ラッシュがつらい場合は、時差出勤、勤務時間短縮、通勤手段の変更などの措置を受けることができる。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出産予定日の6週間前から申請すれば産前休業が取得できる。</li><li>・ 出産翌日から8週までは就業させることができない。</li><li>・ 1年未満であれば、健康診査に関して主治医に従って必要な時間の確保ができる。</li></ul>
その他	なし